

菊池市内ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市内ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、本市で生産される農林畜産物(以下「農産物」という。)、農産物を使用した加工食品である菊池市産特産品(以下「特産品」という。)及び菊池銘菓等の菊池市名産品(以下「名産品」という。)の、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による消費の停滞を解消し生産者を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業者のうち法人にあっては本店所在地が菊池市であること、個人事業者にあっては代表者住所が菊池市であること。
- (2) 自社で運営しているインターネットショップ(以下「ネットショップ」という。)を有し、宅配事業者等を活用している事業者であること。
- (3) ネットショップ内に新規に農産物、特産品及び名産品の送料無料キャンペーン(以下「キャンペーン」という。)を実施する事業者であること。
- (4) 市税に未納がない者
- (5) 菊池市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第5項に規定する小規模事業者又はこれに類する業種でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費は、ネットショップにおいてキャンペーンの実施における消費税を含む3,000円以上の補助対象商品を販売した場合の消費税を除く配送費とする。なお、補助対象商品は次に掲げるとおりとする。

- (1) 農産物
- (2) 市内又は市外で加工した特産品
- (3) 市内で加工した名産品

(補助対象期間)

第5条 補助金交付の対象期間は、令和2年6月1日から令和2年8月31日までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、規則第3条第2項に定める交付基準の補助率にかかわらず、配送料1件につき1,000円を上限とし、かつ、1事業者につき100万円を上限として、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、菊池市内ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 前年の月別配送件数が確認できる書類
- (3) 補助対象商品が確認できる書類

- (4) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を適当と認めるときは菊池市内ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めるときは菊池市内ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援金不交付決定通知書（様式第4号）によりそれぞれ事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、事業が完了したときは、菊池市内ネットショップ活用特産品・名産品消費拡大支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) 宅配事業者の配送伝票の写し
- (3) キャンペーン実施が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。